

「リース」の名称でない契約も要確認

新リース会計基準における 「リースの識別」の実務

新リース会計基準でどう変わったか

第1章

リースの識別に関する
会計処理のポイント

設例でみる

第2章

「特定された資産」に関する
リースの識別の判断の要点

設例でみる

第3章

「資産の使用の支配」に関する
リースの識別の判断の要点

網羅的な調査が必須

第4章

リースの識別に係る検討の
調査アプローチのポイント

PwC Japan有限責任監査法人 公認会計士

稲田 丈朗／山田 哲也／田野 雄一／浜田 道子

去る9月13日公表の「リースに関する会計基準」等において、現行基準と大きく異なる点の1つに、「リースの識別」が挙げられる。これまでのリース取引より範囲が広がり、「リース契約」という名前の契約でなくとも、本基準が適用されるケースもあるため、その要件を理解し、適切に判断する必要がある。本特集では、リースの識別の判断における留意点や調査のアプローチについて解説していただいた。